

令和4年度 第1回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和4年7月15日(金) 19:00~20:30

場所 静岡市役所静岡庁舎8階 市長公室

次 第

1 開 会

2 報 告 「静岡市多文化共生のまち推進条例」の制定について

3 諮 問 「静岡市多文化共生推進計画」の策定について

4 市長との意見交換

5 議 事

- (1) 静岡市多文化共生推進計画の策定方針について
- (2) 今後の予定等

6 その他

7 閉 会

配付資料

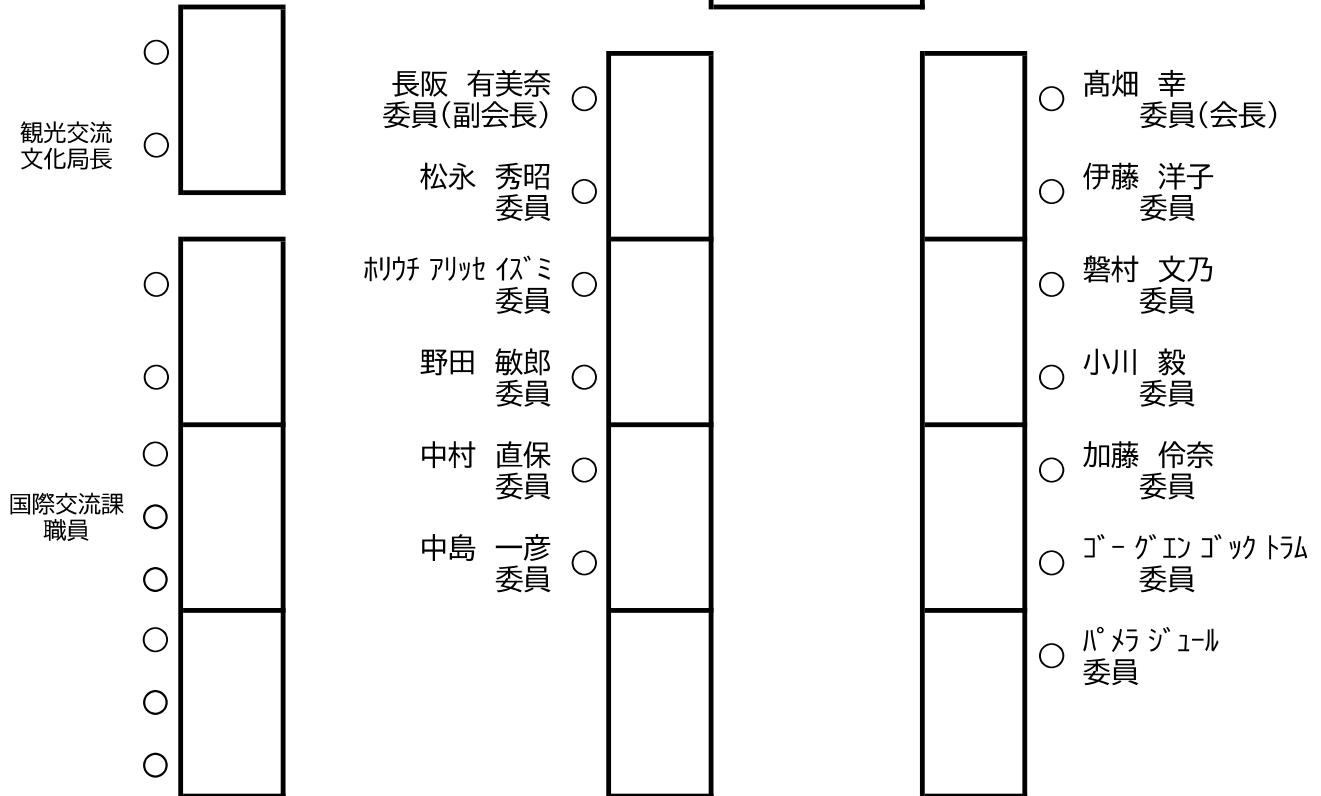
- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 静岡市多文化共生のまち推進条例
- ・ 資料2 静岡市多文化共生のまち推進条例にもとづく
次期「静岡市多文化共生推進計画」の策定について
- ・ 資料3 多文化共生のまち しずおかプラン
- ・ メモ用紙

第1回 静岡市多文化共生協議会 席次表

場所 静岡市役所静岡庁舎8階 市長公室

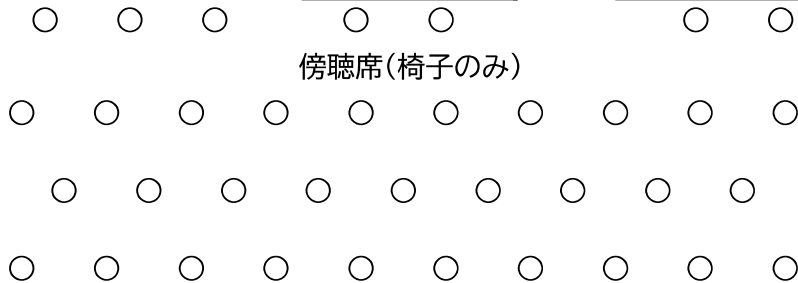
司会:国際交流課長

市長



報道席

報道席



静岡市多文化共生協議会 委員名簿

	氏名(敬称略)	委員構成区分
会 長	高畑 幸	有識者
副会長	長阪 有美奈	外国籍等市民
委 員	伊藤 洋子	外国籍等市民
委 員	磐村 文乃	公募市民
委 員	小川 毅	関係団体代表者 (静岡市校長会)
委 員	加藤 伶奈	公募市民
委 員	ゴー グエン ゴック トラム	外国籍等市民
委 員	パメラ ジュール	外国籍等市民
委 員	中島 一彦	関係団体代表者 (静岡市国際交流協会)
委 員	中村 直保	関係団体代表者 (静岡市国際交流協会)
委 員	野田 敏郎	有識者
委 員	ホリウチ アリッセ イズミ	有識者
委 員	松永 秀昭	関係団体代表者 (静岡商工会議所)

(令和4年7月15日現在)

静岡市多文化共生のまち推進条例

静岡市には 世界の いろいろな 所 から やってきて、ともに 生活している 人
 たちが います。持っている 文化は ひとりひとり ちがいますが、みんな このまちで
 学び 働き 暮らしている 仲間である 「静岡人」です。

私 たちは それぞれの 文化を 大切に していきます。私 たちは お互いに 助
 け合ったり 学び合ったり していきます。私 たちは みんなの ために ひとりひとりの
 個性を 活かしていきます。そして 誰ひとり取り残さず みんなで 幸せに 生活で
 きる まちを つくります。

このため 私 たちは このまちの きまりを つくります。

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生のまちの

推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共

生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者
- (4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）別表第1の静岡市多文化共生協議会（以下「附属機関条例協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

静岡市多文化共生のまち推進条例にもとづく 次期「静岡市多文化共生推進計画」の策定について



多文化共生啓発講座

自治会と連携



防災セミナー

SAME、危機管理総室と連携



国際理解講座

こども園、学校等と連携

静岡市 観光交流文化局 国際交流課

1. 多文化共生をとりまく現状把握・課題分析

社会情勢

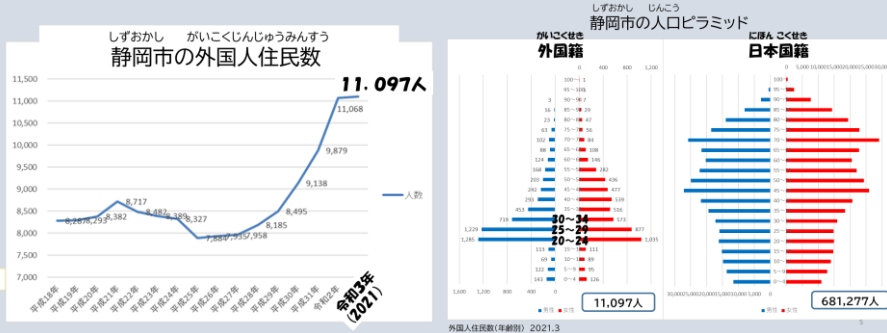
- ・入管法の改正（H26高度専門職の創設、H30特定技能の創設）
- ・国「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」
- ・ハイトスピーチ解消法（H28）、日本語教育推進法（R1）
- ・国「地方における多文化共生推進プラン」改訂



地方自治体の多文化共生推進計画の見直し・実施
日本語教育推進施策の策定・実施

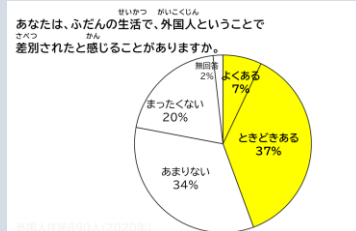
統計情報

- ・外国人住民数（全体、国籍別、在留資格別、年代別）
- ・留学生数 ・児童生徒数 ・労働者数 など



調査結果

- ・外国人住民実態調査（R2）
- ・市民意識調査（日本人対象）（R3）
- ・ヒアリング調査（R2-3）
（大学・日本語学校・企業・自治会）
など



現計画の進捗状況

静岡市多文化共生推進計画 「多文化共生のまち しずおかプラン」 （計画期間：H27～R4）



<基本理念>

異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとしてともに暮らせる「多文化共生のまちづくり」

<施策の体系>

- ア ともに生きる「生活の安定につながる生活基盤の整備・充実」
 - 基本目標1 外国人住民へのわかりやすい情報伝達
 - 基本目標2 外国人住民の安定した生活基盤に資する行政サービスの充実
 - 基本目標3 外国人住民の命を守る危機管理
- イ ともに学ぶ「多文化共生の意識が豊かな人材育成」
 - 基本目標4 外国人住民への学習支援
 - 基本目標5 外国人家庭への支援
 - 基本目標6 日本人住民への多文化共生の理解促進
- ウ ともに創る「外国人住民の自主的参加と連携・協働による多様性の強みを活かした地域づくり」
 - 基本目標7 外国人住民の地域への参加と行政への参画の促進
 - 基本目標8 外国人住民を支える関係機関等との連携
 - 基本目標9 国際交流協会の機能充実
 - 基本目標10 外国人住民の社会貢献活動への支援

社会情勢、統計情報、調査結果、現計画の進捗状況等を踏まえ、課題分析と解決策を検討

2. 静岡市多文化共生のまち推進条例

令和4年7月12日施行

現況と課題

- | | | |
|------|--|--------------------------|
| <現況> | ◇外国人住民は近年急増傾向 | ◇多国籍市民が市内各所に散在して居住 |
| <課題> | ◇情報格差の解消、日本語教育の充実
◇外国人住民が孤立することへの懸念 | ◇文化・生活習慣の違い、無知や無関心からくる差別 |

条例制定の必要性

★ 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）が進む「まち」のために

地域・職場・学校・家庭などのあらゆる場面で、国籍や民族などによる差別をなくし、市民一人ひとりがお互いを認め合い、助け合い、学び合い、誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を進める必要がある。

★ 多様性を活かす「まち」のために

市民一人ひとりが、それぞれ異なる個性（多様性）を発揮し、協働して、まちの活性化を図ることで、世界から選ばれる持続可能なまちの実現につなげていく必要がある。

「多文化共生」の定義

<総務省>

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

<静岡県>

「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ快適に暮らすこと」

「静岡県多文化共生推進基本条例」を踏まえた上で静岡市では、「外国人」「日本人」を分けることなく、みんな「静岡人（ともに静岡市で生活する仲間）」の視点から、国籍や民族などによる差別をなくし、助け合いと学び合いを進め、一人ひとりの個性を活かしたまちを目指す。

外国人・日本人の二分化意識から脱却、多様な市民による社会的包摂とまちの活性化を図る

2. 静岡市多文化共生のまち推進条例

令和4年7月12日施行

多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち

基本理念

1. すべての人が、国籍や民族等により差別的扱いをされず、平等に一人ひとりの人権が尊重されること。
2. 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面で、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会をつくること。
3. 多様な文化や生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会をつくること。

市の責務

- ・基本理念にしたがって、多文化共生のまちの推進の取組を総合的に実施する。
- ・多文化共生のまちの推進の取組の実施は、国・県・関係機関との連携を図る。

施策の柱

生活環境の整備	多様な市民がともに安心して生活できる環境をつくるための相談体制の充実、やさしい日本語での情報提供などの取組
教育の充実	学校教育、生涯学習での多様な文化や生活習慣の理解を進める取組 日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する取組
地域における交流促進	多様な市民相互の理解を深めるための地域における交流の促進などの取組
担い手の育成	教育や地域における交流の担い手を育成するための取組

4つの施策の柱にもとづく「多文化共生のまち」の実現に向けた具体的事業の立案
※条例パブコメ意見も参照

3. 次期計画事業検討の主な視点(案)

1 「やさしい日本語」で情報提供する
日本語以外の母語の人が市民の60人に1人
「やさしい日本語」なら、その8割に伝わる
特に市民向けの情報提供の見直し

横浜市ホームページ参照

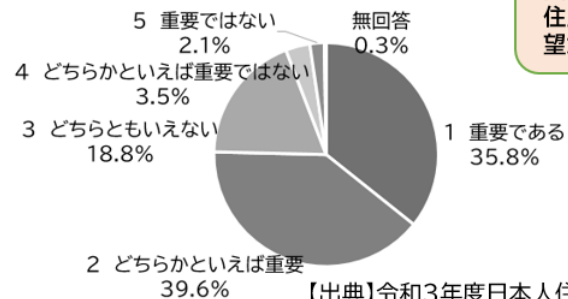


せいかつ の じょうほう		
病災 (びょうざい) や 災害 (さいがい)	役所 (やくしょ) の てつづき、住所 (じゅうしょ) など	ほけん や ねんきん (びょうき や しょうらい) のための お金
TAX 税金 (ぜいきん)	子ども を そだてる	けんこう の こと
ごみのすてかた や リサイクル (もういちど つかう)	生活 (せいかつ) のこと、水道 (すいどう) など	横浜市 (よこはまし) の 地下鉄 (ちかてつ) ・バス
相談 (そうだん) する	市役所 (しやくしょ) ・区役所 (くやくしょ)	横浜市 (よこはまし) について

2 「交流」に重点を置く

文化や生活習慣の異なる人と関わる機会
市民が望んでいる まちの暮らしやすさにも
多文化共生への関心も高まる

問 あなたは多文化共生が重要だと思いますか。



日本人対象のアンケートでは、外国文化・習慣を学ぶ機会、外国人住民の交流機会を創る市への希望が過半数を超える結果もある

外国人対象アンケートでは、自治会活動やお祭りに参加している人は何も参加していない人に比べて、「静岡市を暮らしやすい」と感じている結果もある

【出典】令和3年度日本人住民意識調査

3 多文化共生の視点を盛り込む

多様な市民の個性を活かす 既存事業のアレンジ
助け合い、学び合いを進める

災害時などにも備え、みんなで助け合い、安心、安全に暮らせるまち

豊かな交流から、互いに学び合い、信頼しあえる関係をはぐくみ、幸せを実感できるまち

多様性を認め合い、誰もが「静岡人」(ともに静岡市で生活する仲間)という共通の誇りを持つまち



一人ひとりが個性と能力を発揮して、グローバルに発展していくまち

静岡市多文化共生協議会より

現行計画の事業は、ゼロベースの見直し。施策の柱ごとバックキャストによる成果指標、活動指標を設定し、関係課長会議(庁内)・多文化共生協議会(庁外)で進捗管理

4. 計画の構成案

<めざす姿>

すべての人が互いの文化的ちがいを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、ともに行動する 多文化共生のまち

第1章 計画の趣旨
 1 計画策定の趣旨
 2 計画の策定方法
 3 計画の位置付け
 4 計画の期間
 5 計画の進行管理

第2章 多文化共生を取り巻く状況
 1 静岡市における多文化共生
 (1) 外国人住民数
 (全体、国籍別、在留資格別、年代別)
 (2) 留学生、児童生徒、労働者
 (3) 多文化共生の意識
 2 多文化共生を取り巻く社会情勢
 (1) 国の動き
 (2) 県の動き
 (3) 他都市の動き

第3章 計画の基本的な考え方
 1 多文化共生の必要性
 2 静岡市が目指す多文化共生のまち
 (計画の目標)

第4章 施策の柱
 1 安心できる生活環境づくり
 2 教育の機会や場づくり
 3 地域における交流の場づくり
 4 多文化共生を支える担い手づくり
 5 評価指標一覧

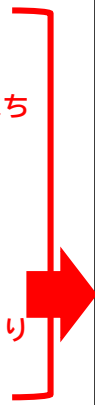
第5章 主要事業

第6章 計画推進体制
 1 計画の進め方(推進体制)
 2 役割分担

第7章 静岡市日本語教育推進基本方針

第8章 参考資料

施策の柱・方針と成果指標		事業計画・活動指標
安心できる生活環境づくり (生活環境の整備)	多言語・やさしい日本語での情報提供の充実(文書、表示等)	多言語・やさしい日本語による情報の一覧と活動指標(8年後)
	相談や各種支援の充実 (ライフステージや在留資格別の支援) ・子育て ・就労 ・医療・介護 ・福祉 ・防災 ・自治会 等	各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後)
教育の機会や場づくり (教育の充実)	生涯学習での多文化共生の推進	各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後)
	学校教育での多文化共生の推進	各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後)
	日本語教育の推進	各課の事業と活動指標(8年後) 各課の事業と活動指標(8年後)
地域における交流の場づくり (地域における交流促進)	多文化交流機会の創出 ・外国文化体験・日本文化体験(イベント、スポット) ・地域行事・祭りへの参画 ・食やスポーツ交流 ・留学生・技能実習生対象事業等	各課の事業と活動指標(8年後)
		各課の事業と活動指標(8年後)
		各課の事業と活動指標(8年後)
		各課の事業と活動指標(8年後)
		各課の事業と活動指標(8年後)
多文化共生を支える担い手づくり(担い手の育成) ※上記3施策での市民協働・連携事業や研修等	各課の事業と活動指標(8年後)	
	各課の事業と活動指標(8年後)	



5. 策定スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
静岡市 多文化共生 協議会		第1回 ・市長との意見交換 ・諮問		第2回 ・計画の骨子案審議		第3回 ・答申案審議 ・計画の骨子案審議	・答申		第4回 ・パブコメ結果を報告	
随時、書面で原案の確認をお願いします。										
関係各課	★関係課長会議	登載事業 全庁照会		◎庁内ワーキング	◎庁内ワーキング	★関係課長会議				
国際交流課		原案作成		原案修正	原案完成		修正案作成	パブリックコメント	意見反映	啓発リーフ作成
意思決定会議							★重要政策検討会議		★経営会議	

パブコメ
計画案
決定

計画
決定

R5～

関係課長会議で進捗管理
・ 局長級会議に報告
・ 静岡市多文化共生協議会で審議

生活環境の整備

- ・市民生活の基礎となる、自治会との連携が重要。
- ・自治会では、「防災」や「地域環境の保全」が共生を考えやすい。
- ・自然災害についての正しい知識や情報を伝える（防災訓練への参加、外国人向けの講座）とともに、自助・共助を理解してもらう取り組みが必要。
- ・有事の際に、やさしい日本語や外国語による正確な情報提供ができる体制をつくる。
- ・緊急通報の多言語化や多言語で対応できるコールセンターの整備。
- ・やさしい日本語やピクトグラムを使用した掲示物の作成。
- ・一元的に相談できる体制の整備。
- ・やさしい日本語では対応できない内容には、通訳を増やして対応する。

教育の充実

- ・施策の柱の中で、特に「教育の充実」が重要だと思う。お互いの国の「違い」を知ることによって双方にとって住みやすい環境が築ける。
- ・日本人が道徳の授業や特別活動などで、多文化に触れる機会が増えてほしい。あわせて、外国人が日本のルールや日本語を学ぶ講座も重要である。
- ・外国人が日本語講座を積極的に気軽に受講できるサポート体制の整備。
- ・学生のころから外国人と日本人の交流の機会を増やすことで、受け入れる心が作れる。
- ・日本語を学ぶにあたって、日本の文化や生活習慣、ルールを同時に学ぶことで、理解がより深まる。大人ではなく、若い人材が活動することによって、彼らの様々な壁は少なくなっていく。

地域における交流促進

- ・外国人の子どもが日本人の子どもと交流できる機会があればよい。
- ・日本人に文化や習慣の違いを伝えることをすべき。特に、高齢者は昔からの考えで差別しやすいと聞いたことがあるので、高齢者向けの何かをやってほしい。
- ・産学官連携を促進してほしい。産業界では人手不足の解消、大学等は知名度の向上につながる。イベントやマルシェと兼ねるのはどうか。
- ・外国人と交流したいけれど、どうすればいいのか分からない日本人も多
いる。そういう方に、どのように情報を周知するか。
- ・留学生との座談会、地域のお祭りでの交流
- ・わいわいワールドフェアを拡充し、他の市町にも参加してほしい。

担い手の育成

- ・市民が先生として活躍できるような日本語教室などの開催を増やす。
ボランティア証明書を発行し、モチベーションが上がるようにする。
- ・町内会研修の充実やサークルへの参加を呼び掛ける。運営費等の補助によりスケールアップを図る。
- ・外国人住民の生活をサポートするボランティアが必要。
- ・外国人に対して、良い感情を持たない人がいることは、ある意味仕方がないこと。そこで、地区ごと生活を支えるための専門家を派遣して、外国人と日本人住民の間に立って、コミュニケーションを図ることができるような人材が必要。トラブルを避けることは絶対にできないので。



たぶんかきょうせい

多文化共生のまち しずおかプラン

しずおかし たぶんか きょうせいすいしんけいかく

静岡市多文化共生推進計画



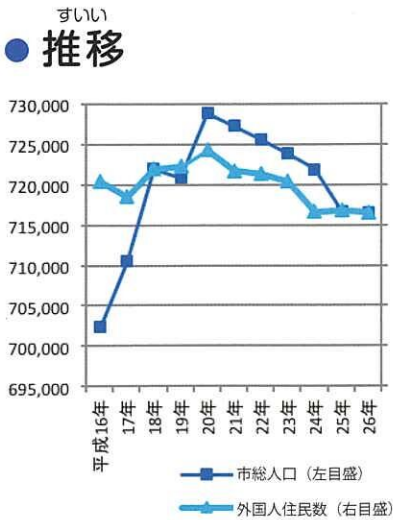
しず おか し
静岡市

けいかくきかん ねん がつ ねん がつ
計画期間 2015年4月から2023年3月まで



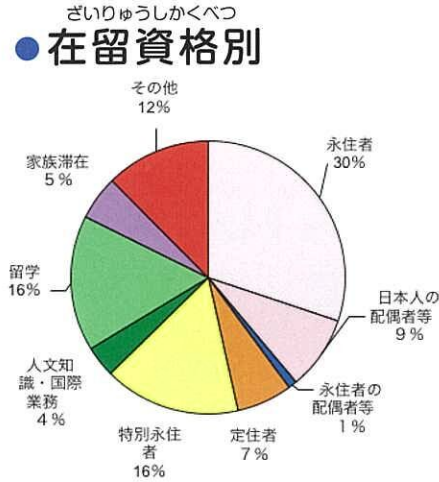
静岡市の外国人の状況（平成26年4月末現在）

● 推移



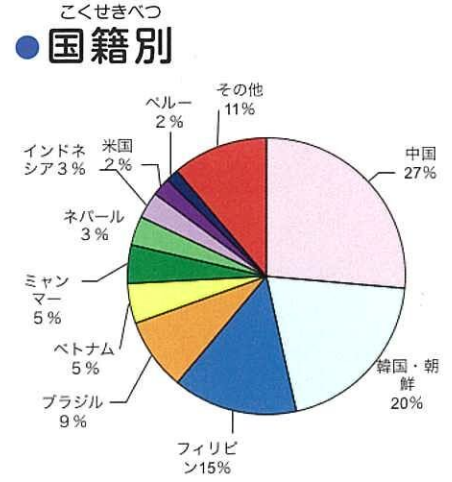
外国人住民	8,028人
葵区	2,335人
駿河区	3,252人
清水区	2,441人

● 在留資格別



1位 永住者	2,421人
2位 特別永住者	1,293人
3位 留學	1,291人
4位 日本人の配偶者等	704人

● 国籍別

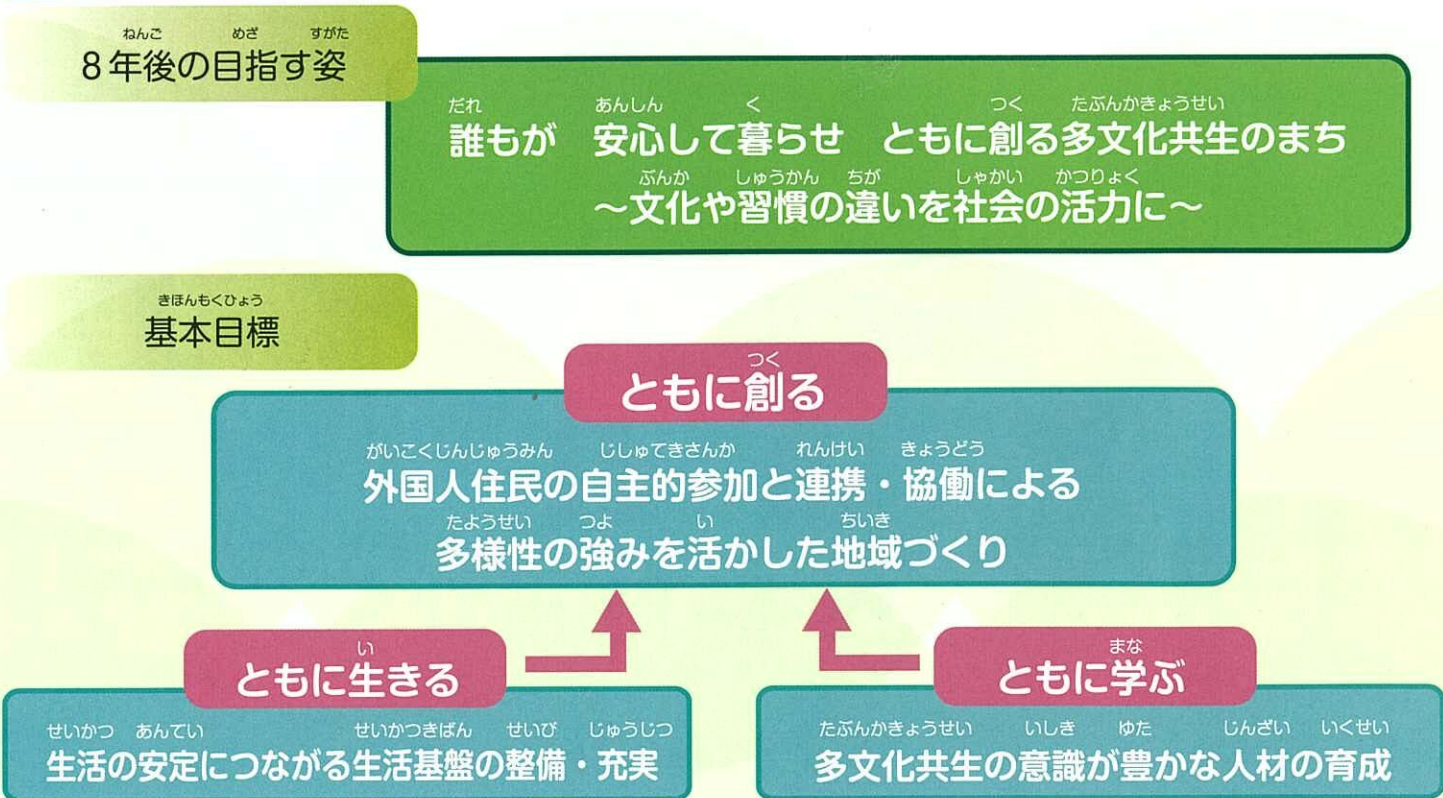


1位 中国	2,124人
2位 韓国・朝鮮	1,611人
3位 フィリピン	1,167人
4位 ブラジル	680人

基本理念

異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとして、ともに暮らせる多文化共生のまちづくり

8年後の目指す姿と基本目標





ちょうないあんないばん
庁内案内板

おお もじ えいご ひょうき
(大きな文字で、英語やルビで表記)



がいこくじんじゅうみん ぼうさいくんれん
外国人住民の防災訓練

さいがい きほんてき ちしき
(災害について基本的な知識を
まな ぼうさいくんれん
学ぶ防災訓練)



たげんご せいかつそうだん
多言語による生活相談

しこくさいこうりゅうかい ざいじゅうがいこくじん せいかつそうだん たいおう
(市国際交流会では在住外国人の生活相談に対応)



『生真面目』な日本人大学生に驚き！！

◆王 映文委員◆ (静岡市外国人住民懇話会委員：台湾)



私が大学院に留学していた時、寮に住んでいましたがあまり外国人がいなかったです。1年に1、2回全寮生会議があり500人くらい集まりました。会議が夜の8時から朝までで、とてもまじめに会議をやっていたので、どうしてこんなに長い会議をするのか不思議でならなかったです。会議に欠席する場合は必ず欠席届を出す必要がありました。一度日本人学生に、もし欠席届を出さずに欠席したらどうなるかを聞いたら、今までそんなことがなかったと聞き本当に驚きました。また、500人もいるのに当日の欠席がないということがすごく不思議で、その時大きな文化の違いを感じました。台湾だったら、とても多くの寮生が休むと思います。

The 日本の文化『お返し』

◆マハラジャン ディリブ委員◆ (静岡市外国人住民懇話会委員：ネパール)



私は日本人の女性と結婚して日本に住み、いろんな風習を学びました。子どもが生まれたときにお祝いをもらえば、お返しというものをちゃんと返し、また義父が亡くなった時はお香典のお返しをしました。ネパールではこのような「お返し」の文化がないので、最初は慣れず戸惑いもありました。ですが日本に住む以上、「郷に入れば郷に従う」ように、少しずつ日本の習慣や文化を理解し、今では当たり前と感じるようになりました。



きほんもくひょう
基本目標

たぶんかきょうせい いしき ゆた じんざい いくせい
多文化共生の意識が豊かな人材の育成

こくさいりかいこうざ
国際理解講座

たぶんかきょうせい しみん りかい ふか
(多文化共生への市民の理解を深める)



がっこうきょういくせいど りかいそくしん
学校教育制度の理解促進

がっこうしよひ かん たげんごぼんしりょう さくせい
(学校諸費に関する多言語版資料の作成)

保護者 様
To: Parents & Guardians

From: Shizuoka Municipal 静岡市

平成 年度 学校預かり金のお知らせ
Notification of School Fee Collection for the 20__ School Year

平成 年度学校預かり金の金額を下記のように決定しましたのでお知らせいたします。
This is to notify you that school-related fees for the 20__ school year have been decided.
つきましては、振替・集金期限に遅れないようご協力をお願いいたします。
Please remember to pay all fees on or before their deadline.

記

平成 年度 学校預かり金のお知らせ
(年度 学校代收费的通知)

平成 年度学校預かり金の金額を下記のように決定しましたのでお知らせいた
つきましては、振替・集金期限に遅れないようご協力をお願いいたします。
(年度学校代收费の金額規定如下、特此通知。
请务必遵守汇款、收款期限。多谢合作。)

こくさいこうりゅう
国際交流フェスティバル

がいこくじんじゅうみん こうりゅう
(外国人住民との交流イベント)



ようちえん ぼいくえん どう
(幼稚園や保育園等で

いぶんかりかい そくしん
異文化理解の促進)

こくさいりかいじゅぎょう
国際理解授業



お勘定はきっちり割り勘、「律儀」な日本文化

◆朴 惠善委員◆ (静岡市外国人住民懇話会委員：韓国)



とても驚いたことは、お金の計算の細かさです。一緒に出かけると必ず割り勘をします。こんな経験があります。お互い赤ちゃんをつれてランチを食べるとき、私がお弁当を買い、友人がお茶やお菓子を買う、私はそれでいいと思いましたが、後でちゃんと弁当代を半分にして持ってきました。私はまだ日本のことがよくわからない時だったので、日本がこういう文化なんだと思い、私も今度からきちんと払わないと失礼だと思いました。韓国だったらそのぐらいいいとする文化だったので、日本人の細かさを感じました。ちょっと何かを作ったとき、おすそ分けに持って行っても必ずそのたびにお返しをくれます。韓国では同じことがあったら、ある時に返せばいいと考えます。日本では気を遣わせてしまうようで気軽にはものをあげにくく、時にいろいろ考えてしまうことがあります。でも、仲良くなれば韓国人と同じようになりますね。



がいこくじんじゅうみん じしゅてきさんか れんけい きょうどう
外国人住民の自主的参加と連携・協働による
たようせい つよ い ちいき
多様性の強みを活かした地域づくり

がいこくじんじゅうみんこんわかい
外国人住民懇話会

がいこくじんじゅうみん みずか せいかつ かん しょもんだい けんどう しせい かん ていげん おこな
(外国人住民が自らの生活に関する諸問題を検討し、市政に関する提言を行う)



しょうぼうだんいん かつどう
消防団員として活動する
アンドリューさん (イギリス出身)



みずみいろ まち いっかん
水見色で町おこしの一環としてカレーをつく
作るサジットさん (スリランカ出身)



静岡市多文化共生推進計画 概要版
発行年月 2015年(平成27年)3月
発行 静岡市 国際交流課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話番号 054-221-1303
FAX 054-221-1518

市長との意見交換 メモ用紙

MEMO

気軽に
多文化交流
してみませんか!

たぶ

参加
無料
FREE

スク

多文化交流スクエア



イベントスケジュールは
裏面を見てね!



7.30(土)
10:00-12:00
ライブ
ペインティング
実施!

各国
文化紹介

一緒に
話そ!

多文化交流
カフェ



多文化
メニュー
(喫茶「一茶」にて提供)

多文化共生
のまち
パネル展
(7/28 ~ 8/23)

やさしい
日本語
の紹介

民族衣装
体験

外国の
ゲーム・踊り

日本文化
の体験

あいうえお
かきくけこ

イラストはイメージです。

2022. 7.28(木) ▶ 8.23(火)

#たぶスク

をつけて、SNSに投稿してね

詳しくはこちら

たぶスク 🔍



https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000242.html

時間 10:00 ▶ 19:00 会場 JR静岡駅北口地下スペース (しずチカ)

静岡市 観光交流文化局 国際交流課 TEL:054-221-1303

当イベントは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、静岡県のガイドラインに基づき実施します

イベントスケジュール



アイコンについてはおもてをみてね

7/30 (土)
10:00-12:00

ライブペインティング ～多文化共生～



●常葉大学教育学部生涯学習学科 学生有志

常葉大学教育学部生涯学習学科の学生が、多文化共生をテーマにライブペインティングを実施します!白い紙にどのような作品が出来上がるか、ワクワクドキドキの2時間、是非ご来場ください!

7/30 (土)
13:00-17:00

しずおかPR隊と 交流してみよう



●一般社団法人 地域振興交流協会

観光情報発信や国際交流活動などの活動をしている「しずおかPR隊」は現在9か国、約25名の隊員がいます。ベトナムとタイの隊員と交流を楽しみましょう!(ベトナムの観光地紹介や歌、タイ文字を書いてみようなど)

7/31 (日)
12:30-16:30

国際ことば学院 多文化共生プログラム ～教えて!身近な異文化～



●学校法人国際ことば学院/国際ことば学院外国語専門学校
ミャンマーやインドネシア、ネパールなど、様々な国から来た留学生が自国の文化や言葉についてご紹介します。知らなかった異文化を身近に感じ、留学生と交流してみませんか。

8/7 (日)
10:00-14:00

クイズで知ろう! 多文化共生



●静岡サレジオ中学・高等学校

「多文化共生ってナニ?」って思いますよね。「一人でも多くの人に知ってほしい」という思いで、中高生がクイズを考えました。ちっともムズクありません。答えてくれた人全員に珍しいお菓子のプレゼントもあります!

8/7 (日)
15:00-18:30

真夏のちょっと怖い旅 ～インドネシアの 妖怪と迷信～



●SEINEN SPACE

ストーリーテリングでさまざまなインドネシアの幽霊や信念を紹介します。また、インドネシアの伝統ゲームも体験できます!プレゼントも準備していますよ!インドネシアと日本の異文化交流を深めましょう。

8/11 (木)
10:00-17:00

ミニやさしい日本語講座 「やさしにチャレンジ!」



●しずおか♡やさしにち(やさしい日本語)Net

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語です。外国人にも、子どもや高齢者、障害のある日本人にもわかりやすいです。すべての人が住みやすい多文化共生社会をめざして、私達と一緒にやさしい日本語を使ってみませんか?

8/13 (土)
12:00-16:00

世界の 「フツウ」展



●JICA 中部

日本と海外のフツウはちょっと違う?海外で2年間ボランティアをするJICA海外協力隊員が経験した、世界各国驚きの「フツウ」を展示!アフリカ布でアクセサリー作りや、アフリカ式物運び体験も♪

8/14 (日)
11:00-16:00

うたって あそんで Cultural Exchange Festival



●静岡県立大学 高畑ゼミ

誰でも参加できる「ゲーム」「音楽」「文化体験」を通して、出身国や言語を問わず、参加者同士が交流し、おたがいに仲良くなれる企画です。ぜひお越しください!!

8/20 (土)
10:00-14:00

日本の職人技に みんなで挑戦



●特定非営利活動法人 開発教育 Funclub

日本の伝統文化を守る畳屋さんと大工さんが、ちょっとかわいいクラフト(畳表のコースター、経木のかざり)を教えます。静岡に住む外国ルーツの方がアシスタント。もちろん持ち帰ってください。

8/20 (土)
15:00-19:00

リトルワールドin静岡 ～しずおかで 多文化交流しよう～



●多文化共生サポーター

遊び(竹踊り、羽根蹴り)、ラテンダンス、文字を通した体験型文化交流とやさしい日本語の展示をします。世界の人と交流しよう!みんなで世界の遊びを楽しもう。ハナミズキの木をことば(葉)でいっぱいしよう!

8/21 (日)
10:00-14:00

いろりを囲んで、 レッツ交流!



●特定非営利活動法人 ESUNE

外国人と日本人みんなで作ってきたオンラインの場、「いろり」のメンバーが静岡に集結。初めて顔を合わせる人も、その日偶然出会った人も、交流できるきっかけに、ねんどで「練り切り」を作ってみましょう。

8/21 (日)
15:00-19:00

英会話・日本語会話・ 外国人生活相談からの 多文化共生



●Compass Shizuoka

コンパス静岡です!私たちは出張英会話・日本語会話イベント、各国出身者による自国紹介と日本との比較、外国人の方向けの生活・就活相談を行います。国籍を超えた関わり合いを体験してみたい方、ぜひご参加下さい!

7/28 (木)
8/9 (火)
11:00-15:00

遠い南アフリカ、 思ったより身近!



●南アフリカ 国際交流員

南アフリカは静岡市から約13,000km離れています。でも、つながりや共通点は意外とあるよ!南アフリカの文化を体験しながら、静岡市とのつながりを知るクイズ、ラグビー体験、民族衣装試着などを企画しています☆

8/2 (火)
8/16 (火)
11:00-15:00

モンゴル民族の 文化を体験しよう♪



●中国(内モンゴル)国際交流員

民族衣装を着て大変身!あいさつのことば、クイズ、モンゴル文字体験を通じて、楽しく交流しよう!!!馬頭琴演奏の映像も見られます♪ぜひ遊びに来てください♪♪